

〔調査結果の概要〕

1 年間所定労働時間（表1、表2）【集計表第1-1～1-4表】

年間所定労働時間（原則として、平成22年1月1日から同12月31日までの1年間）の1社当たり平均をみると、「本社事務」で1,868時間8分（前回（平成20年調査。以下同じ）1,870時間15分）、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で1,881時間51分（同1,885時間15分）、「主たる事業所の2交替勤務（以下「2交替勤務」という。）」で1,888時間13分（同1,888時間10分）、「主たる事業所の3交替勤務（以下「3交替勤務」という。）」で1,873時間58分（同1,861時間43分）となっている。

表1 年間所定労働時間の推移

調査年 (平成)	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)
18年	223	1,881:54	169	1,895:19	81	1,895:22	78	1,862:26
20年	214	1,870:15	177	1,885:15	85	1,888:10	71	1,861:43
22年	221	1,868:08	175	1,881:51	78	1,888:13	61	1,873:58

年間所定労働時間の分布をみると、「本社事務」、「交替なき勤務」、「2交替勤務」、「3交替勤務」とも「1,850時間以上1,900時間未満」が最も多く、それぞれ88社（集計企業221社の39.8%）、67社（集計企業175社の38.3%）、27社（集計企業78社の34.6%）、29社（集計企業61社の47.5%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社)

調査年 (平成)	集計社数	1,650時間未満	1,650時間以上 1,700時間未満	1,700時間以上 1,750時間未満	1,750時間以上 1,800時間未満	1,800時間以上 1,850時間未満	1,850時間以上 1,900時間未満	1,900時間以上 1,950時間未満	1,950時間以上 2,000時間未満	2,000時間以上
		本社事務								
18年	223	—	1	8	8	25	103	43	31	4
20年	214	1	3	5	7	48	87	41	20	2
22年	221	2	2	8	9	46	88	46	17	3
交替なき勤務										
18年	169	—	—	2	4	18	73	36	32	4
20年	177	1	—	2	4	32	71	40	23	4
22年	175	1	1	2	6	33	67	40	21	4
2交替勤務										
18年	81	1	—	—	3	15	30	18	6	8
20年	85	—	1	—	3	18	30	18	9	6
22年	78	—	1	—	4	16	27	17	6	7
3交替勤務										
18年	78	—	1	1	3	24	37	9	3	—
20年	71	1	—	—	2	25	31	9	3	—
22年	61	1	—	—	2	17	29	5	5	2

2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間の1社当たり平均をみると、「本社事務」で7時間42分（前回7時間42分）、「交替なき勤務」で7時間42分（同7時間42分）、「2交替勤務」で8時間18分（同8時間1分）、「3交替勤務」で7時間21分（同7時間22分）となっており、前回に比べ「本社事務」と「交替なき勤務」では増減なく、「2交替勤務」では17分増加、「3交替勤務」で1分減少している。

1日の所定労働時間の分布をみると、「本社事務」、「交替なき勤務」、「2交替勤務」とも「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ105社（集計企業221社の47.5%）、81社（集計企業174社の46.6%）、20社（集計企業77社の26.0%）であるが、3交替勤務は「7時間超～7時間30分未満」の33社（集計企業73社の45.2%）で最も多い。

表3 1日の所定労働時間の推移

調査年 (平成)	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計 社数	1日の所定 労働時間	集計 社数	1日の所定 労働時間	集計 社数	1日の所定 労働時間	集計 社数	1日の所定 労働時間
18年	(社) 223	(時間:分) 7:42	(社) 169	(時間:分) 7:42	(社) 81	(時間:分) 7:56	(社) 78	(時間:分) 7:20
20年	220	7:42	182	7:42	86	8:01	76	7:22
22年	221	7:42	174	7:42	77	8:18	73	7:21

表4 1日の所定労働時間分布

調査年 (平成)	集計 社数	(社)						
		7:00 未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00 超
本社事務								
18年	223	1	10	17	28	109	58	—
20年	220	1	12	11	35	107	54	—
22年	221	1	12	14	33	105	56	—
交替なき勤務								
18年	169	—	8	9	26	81	45	—
20年	182	1	8	7	32	89	45	—
22年	174	1	8	12	26	81	46	—
2交替勤務								
18年	81	—	7	13	7	23	20	11
20年	86	—	9	14	9	24	16	14
22年	77	—	5	10	5	20	18	19
3交替勤務								
18年	78	2	22	30	5	13	5	1
20年	76	2	15	29	11	13	5	1
22年	73	1	19	33	2	11	5	2

3 年間休日日数（表5、表6）【集計表第3-1～3-4表】

年間休日日数の1社当たり平均をみると、「本社事務」で122.2日（前回122.8日）、「交替な

き勤務」で120.4日（同121.2日）、「2交替勤務」で124.6日（同122.9日）、「3交替勤務」で111.3日（同112.1日）となっており、前回に比べ「本社事務」で0.6日、「交替なき勤務」で0.8日、「3交替勤務」で0.8日減少しており、「2交替勤務」では1.7日増加している。

表5 年間休日日数の推移

調査年 (平成)	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計 社数	年間 休日日数	集計 社数	年間 休日日数	集計 社数	年間 休日日数	集計 社数	年間 休日日数
	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)
18年	218	121.0	156	119.7	73	117.8	71	112.6
20年	216	122.8	166	121.2	79	122.9	70	112.1
22年	221	122.2	170	120.4	72	124.6	73	111.3

年間休日日数の分布をみると、「本社事務」、「交替なき勤務」、「2交替勤務」は「120日以上125日未満」が最も多く、それぞれ135社(集計企業221社の61.1%)、95社(集計企業170社の55.9%)、24社(集計企業72社の33.3%)であるが、「3交替勤務」は「105日以上110日未満」の17社(集計企業73社の23.3%)が最も多く、次いで「100日以上105日未満」の14社(同19.2%)、「120日以上125日未満」の13社(同17.8%)などとなっている。

表6 年間休日日数分布

調査年 (平成)	集計 社数	(社)							
		100日 未満	100日 以上 105日 未満	105日 以上 110日 未満	110日 以上 115日 未満	115日 以上 120日 未満	120日 以上 125日 未満	125日 以上 130日 未満	130日 以上
本社事務									
18年	218	1	1	3	6	43	127	36	1
20年	216	—	1	4	5	10	130	64	2
22年	221	1	4	6	5	11	135	53	6
交替なき勤務									
18年	156	—	3	9	8	29	89	18	—
20年	166	1	3	7	8	14	94	36	3
22年	170	1	7	9	7	18	95	31	2
2交替勤務									
18年	73	1	6	12	5	6	34	6	3
20年	79	5	7	8	6	6	28	8	11
22年	72	5	7	9	1	8	24	5	13
3交替勤務									
18年	71	5	9	18	12	4	20	1	2
20年	70	4	14	10	16	5	14	5	2
22年	73	7	14	17	12	3	13	5	2

4 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容（主たる事業所）

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数（限度）は、次のとおりである。

① 1日の限度（表7①）【集計表第6-1表】

「7時間超」の企業が72社（集計企業168社の42.9%）で最も多く、次いで「4時間」の企業が27社（同16.1%）、「5時間」が19社（同11.3%）などとなっている。なお、平均は7時間37分である。

② 1か月間の限度（表7②）【集計表第6-2表】

「45時間」の企業の112社（集計企業187社の59.9%）が最も多く、次いで「40時間以上45時間未満」の32社（同17.1%）、「30時間以上40時間未満」の23社（同12.3%）などとなっている。なお、平均は43時間48分である。

③ 3か月間の限度（表7③）【集計表第6-3表】

「120時間」の企業が22社（集計企業29社の75.9%）で最も多くなっている。なお、平均は126時間2分である。

④ 1年間の限度（表7④）【集計表第6-4表】

「360時間」の企業が165社（集計企業202社の81.7%）で最も多く、次いで「300時間以上360時間未満」の15社（同7.4%）、「500時間以上」の14社（同6.9%）などとなっている。なお、平均は381時間36分である。

表7 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度 —

（社）

集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間 (時間:分)
168	1	10	6	27	6	19	2		2	10	72	7:37

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度 —

（社）

集計社数	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超 50時間未満	50時間	50時間超 60時間未満	60時間以上 70時間未満	70時間以上	平均時間 (時間:分)
187	4	3	23	32	112	—	3	2	2	6	43:48

③ 延長することができる時間数 — 3か月の限度 —

（社）

集計社数	50時間以上 100時間未満	100時間以上 120時間未満	120時間	120時間超 140時間未満	140時間以上 200時間未満	200時間以上	平均時間 (時間:分)
29	3	2	22	1	—	1	126:02

④ 延長することができる時間数 — 1年の限度— (社)

集計社数	200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超 400時間未満	400時間以上 450時間未満	450時間	450時間超 500時間未満	500時間以上	平均時間 (時間:分)
202	2	2	15	165	—	2	—	2	14	381:36

(2) 法定休日の休日労働 (表8) 【集計表第7-1表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる休日数 (1か月当たり) をみると、「2日」の企業が39社 (集計企業97社の40.2%) と最も多く、次いで「4日」が28社 (同28.9%)、「3日」が23社 (同23.7%) などとなっており、平均で2.8日となっている。

表8 法定休日の休日労働に関する協定内容

集計社数	法定休日に労働させることのできる休日数 (1か月当たり)						平均 (日)
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	
97	6	39	23	28	1	—	2.8

5 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(1) 各制度の採用状況 (表9) 【集計表第8表】

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は108社で、集計企業223社の48.4% (前回50.0%) となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は63社で、集計企業223社の28.3% (前回27.4%) となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は160社で、集計企業223社の71.7% (前回73.9%) となっている。
- ④ 事業場外労働のみなし労働時間制を実施している企業は69社で、集計企業223社の30.9% (前回31.3%) となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は53社で、集計企業223社の23.8% (前回25.4%) となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は36社で、集計企業223社の16.1% (前回16.6%) となっている。

表9 変形労働時間制の採用状況

(社)

調査年 (平成)	集計社数	1か月単位の変形労働時間制	1年単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制
18年	—	103(220)	68(217)	158(231)	71(217)	56(223)	27(222)
20年	—	111(222)	59(215)	164(222)	66(211)	54(213)	35(211)
22年	223	108	63	160	69	53	36

(注) 平成18年及び20年は、採用制度に○を付すのではなく、制度ごとに有無を調べる方式で調べており、各項目の()内は当該項目の有無の集計社数である。

(2) 企画業務型裁量労働制の内容（表10）【集計表第9表】

採用されている企画業務型裁量労働制の内容をみると、「労働者を代表する委員」は「3人以上5人未満」の企業が13社（制度を採用している36社の36.1%）と最も多く、委員の平均人数は5.5人、また、制度が適用されている労働者数は「100人以上1000人未満」の企業が17社（制度を採用している36社の47.2%）と最も多く、次いで「1人以上100人未満」の企業12社（同33.3%）などとなっている。設定されている1日あたりのみなし労働時間数は「8時間未満」の企業が17社（同47.2%）と最も多く、次いで「8時間超」9社（同25.0%）、「8時間」7社（同19.4%）などとなっている。

表10 企画業務型裁量労働制採用企業における制度内容

集計社数	労働者を代表する委員の数 (該当企業最多の委員数)	適用労働者数 (該当企業最多の適用数)	設定されている1日あたり のみなし労働時間数 (該当企業最多の時間)
		3人以上5人未満	100人以上1000人未満
36 (100.0%)	13 (36.1%)	17 (47.2%)	17 (47.2%)

6 所定外労働の割増賃金率（表11）

(1) 法定労働時間内の所定外労働に係る取扱い【集計表第10-1表】

1日の所定労働時間が8時間未満の企業は170社で、集計企業223社の76.2%（前回77.9%）となっている。これらの企業のうち、1日の労働時間が8時間に至るまでの所定外労働について、「割増賃金を支給する」企業は155社（1日の所定労働時間が8時間未満である企業170社の91.2%）、「割増賃金を支給しない」企業は13社（同7.6%）となっている（その他、無回答企業あり）。

(2) 法定労働時間を超える所定外労働に係る取扱い

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

① 1か月45時間以下（表11①）【集計表第10-2表】

「30%」の企業が107社（集計企業210社の51.0%）と最も多く、次いで「25%」が64社（同30.5%）となっている。また、平均割増率は28.3%となっている。

② 1か月45時間を超え60時間以内（表11②）【集計表第10-3表】

「30%」の企業が104社（集計企業219社の47.5%）と最も多く、次いで「25%」の60社（同27.4%）となっている。また、平均割増率は29.7%となっている。

③ 1か月60時間超（表11③）【集計表第10-3表】

「50%」の企業が218社（集計企業223社の97.8%）となっている。また、平均割増率は50.5%となっている。

表11 所定外労働の割増賃金率

(社)

①45時間以下

25%	25.1~29.9%	30%	平均割増率 (%)
64	29	107	28.3

②45 時間を超え 60 時間以内

25%	25.1～29.9%	30%	平均割増率 (%)
60	26	104	29.7

③60 時間超

50%	50.1～59.9%	60%以上	平均割増率 (%)
218	3	2	50.5

7 年次有給休暇制度

(1) 勤続1年未満の者に対する勤続期間別付与日数【集計表第11-1～11-13表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、勤続3か月、勤続6か月、勤続9か月ともに、「10日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続1年以上の者に対する勤続期間別付与日数（勤続1年、5年、6年6か月、10年、20年）【集計表第11-4、11-9、11-11、11-12、11-13表】

年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、勤続1年では、「15日」とする企業が最も多くなっている。勤続5年、勤続6年6か月、勤続10年、勤続20年では、ともに「20日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数（表12）【集計表第12～13表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が174社（集計企業222社の78.4%）と最も多くなっており、平均は20.6日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、「6年」とする企業が65社（集計企業219社の29.7%）と最も多く、次いで「5年」が52社（23.7%）、「1年」が33社（同15.1%）などとなっている。

表12 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

（社）

調査年 （平成）	集計 社数	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日 以上	平均日数 （日）
18年	222	182	13	12	2	5	6	—	—	1	1	20.5
20年	220	174	19	10	3	6	7	—	—	—	1	20.5
22年	222	174	17	13	3	6	7	—	—	—	2	20.6

(4) 年次有給休暇の取得促進対策【集計表第14表】

本社と主たる事業所における年次有給休暇の取得促進の対策（複数回答）をみると、「半日単位での年次有給休暇取得を可能としている」が196社（集計企業218社の89.9%）で最も多く、次いで「週休日、国民の祝日、夏季休業、年末年始休業等との連続取得を勧奨している」98社（同45.0%）、「個人別年次有給休暇取得計画表を作成し、取得状況のチェック及びフォローアップを行っている」73社（同33.5%）などとなっている。

また、「時間単位での年次有給休暇取得を可能としている」は10社（同4.6%）で、最大5日分とする企業が多い。

(5) 取得状況（表13）【集計表第15-1～15-3表】

本社と主たる事業所における最近1年間の年次有給休暇の取得状況（平成22年6月以前の最

近1年間の年次有給休暇年度の実績をみると、男女計で1人当たりの新規付与日数は19.6日、取得日数は12.7日で、1人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は64.6%となり、前回に比べ6.5ポイント増加している。

1人当たりの取得率の分布をみると、男女計で「50%以上60%未満」とする企業が32社（1人当たりの取得日数について回答のあった集計企業169社の18.9%）で最も多く、次いで「60%以上70%未満」が27社（同16.0%）、「70%以上80%未満」が25社（同14.8%）などとなっている。

「1人当たりの取得率が70%以上」とする企業を男女別でみると、「男」で36社（1人当たりの取得日数について回答にあった集計企業129社の27.9%）、「女」で62社（同128社の48.4%）となっている。

表13 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

調査年 (平成)	集計社数(社) (各項目の集計社数の最大値)			1人当たりの年次有給休暇の取得状況								
				新規付与日数(日)			取得日数(日)			平均取得率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
18年	139	109	105	20.2	19.4	18.9	12.7	12.3	13.0	62.8	57.5	65.2
20年	174	134	132	19.7	19.9	19.1	11.4	10.2	12.6	58.1	51.7	66.0
22年	170	129	128	19.6	19.7	19.3	12.7	11.0	13.4	64.6	55.5	69.3

(注)1 「1人当たりの年次有給休暇の取得状況」の「男女計」、「男」、「女」の数値は、それぞれの項目で回答を得た企業について集計したものであり、集計社数は必ずしも一致していない。

2 集計社数欄は、各集計項目の集計社数（各集計項目に回答のあった社数）のうち最大数を表記している。

(6) 失効年休の取扱い（表14）【集計表第16表】

失効した年次有給休暇を積立・保存し、特別休暇として利用できる休暇制度のある企業は195社（集計企業223社の87.4%）となっている。利用に当たり、利用目的に制限のある企業は187社（積立・保存休暇制度のある企業195社の95.9%）となっている。なお、退職時未消化年休の取扱いについては、退職時の未消化年休を買い取りしている企業は13社（制度の有無について回答のあった企業220社の5.9%）であった。

表14 失効した年次有給休暇の積立・保存による休暇制度

(社)

調査年 (平成)	集計 社数	制度 あり	利用目的の 制限		利用目的の制限がある場合の目的(複数回答)							
			あり	なし	病気 療養	看護 介護	災害 (被災)	ボラン ティア 活動	自己 啓発	リフレ ッシュ	再就職 準備	その 他
18年	233	206	188	13	—	—	—	—	—	—	—	—
20年	224	193	179	14	174	147	21	81	35	34	15	68
22年	223	195	187	8	183	159	24	81	36	46	17	56

(注)平成18年調査では、「利用目的の制限がある場合の目的」については調査していない。

8 特別休暇等制度

(1) 育児休業（表15）【集計表第17-1表】

育児休業をすることができる子の年齢（制度上認めている年齢）をみると、「1歳6か月」の企業が84社（集計企業222社の37.8%）と最も多く、次いで「2歳」の企業が41社（同18.5%）などとなっている。

表15 育児休業

(社)

集計社数	育児休業をすることができる子の年齢			
	1歳6か月	2歳	3歳	3歳超
222	84	41	27	17

(2) 介護休業（表16）【集計表第17-2表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、「1年」の企業が143社（集計企業216社の66.2%）と最も多く、次いで「1年超」の企業が31社（同14.4%）などとなっている。

表16 介護休業

(社)

調査年 (平成)	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		3か月	3か月超 ～6か月	6か月超 1年未満	1年	1年超
18年	228	36	19	3	158	12
20年	220	30	15	3	153	18
22年	216	27	13	2	143	31

(注)「93日」と回答があった企業については3か月として集計した。

(3) 勤務時間の短縮（表17）【集計表第17-3表】

① 育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢（制度上認めている年齢）をみると、「3歳」の企業が60社（集計企業213社の28.2%）、「6歳超～9歳未満」の企業が52社（同24.4%）、「9歳到達後の3月・4月」の企業は58社（同27.2%）となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる限度期間をみると、「3か月」の企業が22社（集計企業139社の15.8%）、「3か月超～1年」の企業が79社（同56.8%）、「1年超」の企業が37社（同26.6%）などとなっている。

また、「3か月超～1年」の企業のうち、「1年」の企業は70社となっており、内数で最多（同50.4%）となっている。

表 1 7 勤務時間の短縮

①育児のための勤務時間の短縮 (社)

集計社数	勤務時間の短縮をすることができる子の年齢			
	3歳	6歳超～9歳未満	うち6歳到達後の3月・4月	9歳到達後の3月・4月
213	60	52	(37)	58

(注)「勤務時間の短縮」のみの調査であり、これに換えて他の制度(フレックス制等)を導入していると回答した企業については集計していない。

②介護のための勤務時間の短縮 (社)

集計社数	勤務時間の短縮をすることができる期間			
	3か月	3か月超～1年	うち1年	1年超
139	22	79	(70)	37

(注)「93日」と回答があった企業については3か月として集計した。

(4) 子の看護休暇(表18)【集計表第17-4表】

子の看護休暇の最高(限度)日数についてみると、「5日超～10日」とする企業が143社(集計企業213社の67.1%)と最も多く、次いで「5日」とする企業が57社(同26.8%)などとなっている。

表 1 8 子の看護休暇

(社)

集計社数	子の看護休暇の最高(限度)日数		
	5日	5日超～10日	10日超
213	57	143	13

(5) 介護休暇(表19)【集計表第17-5表】

介護休暇の最高(限度)日数をみると、「5日超～10日」の企業が142社(集計企業193社の73.6%)と最も多く、次いで「5日」の企業が34社(同17.6%)などとなっている。

表 1 9 介護休暇

(社)

集計社数	介護休暇の最高(限度)日数		
	5日	5日超～10日	10日超
193	34	142	16

(6) 私傷病休暇・休職【集計表第17-6、17-7表】

私傷病休暇について、取得できる最長(限度)休暇期間をみると、「180日以上」の企業が22社(集計企業75社の29.3%)と最も多く、次いで「90日以上～180日未満」の19社(同25.3%)などとなっており、平均期間は143.1日となっている(勤続年数等で複数の期間を定めている場合等は最長となる期間を集計した。)

また、私傷病休職について、取得できる最長休暇期間をみると、「30 か月以上～36 か月未満」の企業が 38 社(集計企業 146 社の 26.0%)で最も多く、次いで「24 か月以上～30 か月未満」の 35 社(同 24.0%) などとなっており、平均期間は 28.7 月となっている(勤続年数等に応じた、複数の期間を定めている場合等は最長となる期間を集計した。)

9 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組状況(表20)【集計表第18表】

平成20年7月から22年6月までの2年間における仕事と家庭の調和への取組状況をみると(複数回答)、労働組合からの要求・申し入れがあった項目は、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が129社(集計企業209社の61.7%)と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が102社(同48.8%)、「(超過労働に関する)割増賃金率の引上げ」が95社(同45.5%)となっている。

また、実際に(労働組合からの要求にかかわらず)実施したと回答された項目は、労働組合からの要求・申し入れがあったとされた項目同様、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が176社(集計企業209社の84.2%)と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が153社(同73.2%)、「(超過労働に関する)割増賃金率の引上げ」が111社(同53.1%)となっている。

第20表 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組状況
(社)

集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	割増賃金率の引上げ	出退勤の時間管理の徹底	時間外労働に関する労使協定の見直し
209 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項(上位5項目)				
	129 (61.7)	102 (48.8)	95 (45.5)	63 (30.1)	35 (16.7)
209 (100.0)	実施事項(上位5項目)				
	176 (84.2)	153 (73.2)	111 (53.1)	85 (40.7)	65 (31.1)

(注) 13ある選択肢の中から回答の多い上位5項目を掲げた。労働組合からの要求・申し入れ事項と実施事項は、上位5項目が同じであった。